

(別添)
事務連絡
平成 24 年 11 月 28 日

北海道厚生局医療課
北海道民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部)
北海道後期高齢者医療主管部 (局)
後期高齢者医療主管課 (部)

御中

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害による被災者に係る被保険者証等の提示等について

北海道における平成 24 年 11 月 27 日の暴風雪被害に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先 (電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所 (国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名) を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111 (内線 3288)
FAX:03-3508-2746